

(概要版)

春日市いきいき健康づくり計画

第3期健康増進計画 第2期食育推進計画 第2期自殺対策計画

令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)

第4期特定健康診査等実施計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6年3月

春日市

◆計画策定の趣旨

健康づくりの取組をより多面的・総合的に推進していくことを目指し、「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」の4つの計画を一体的に策定を行いました。

本計画を春日市の健康・保健分野の多面的・総合的な計画として位置づけ、全ての世代の人が自分に合った心身の健康づくりに取り組むことができるよう支援するとともに、健康づくりのための環境整備の推進を目指します。

◆計画の推進体制

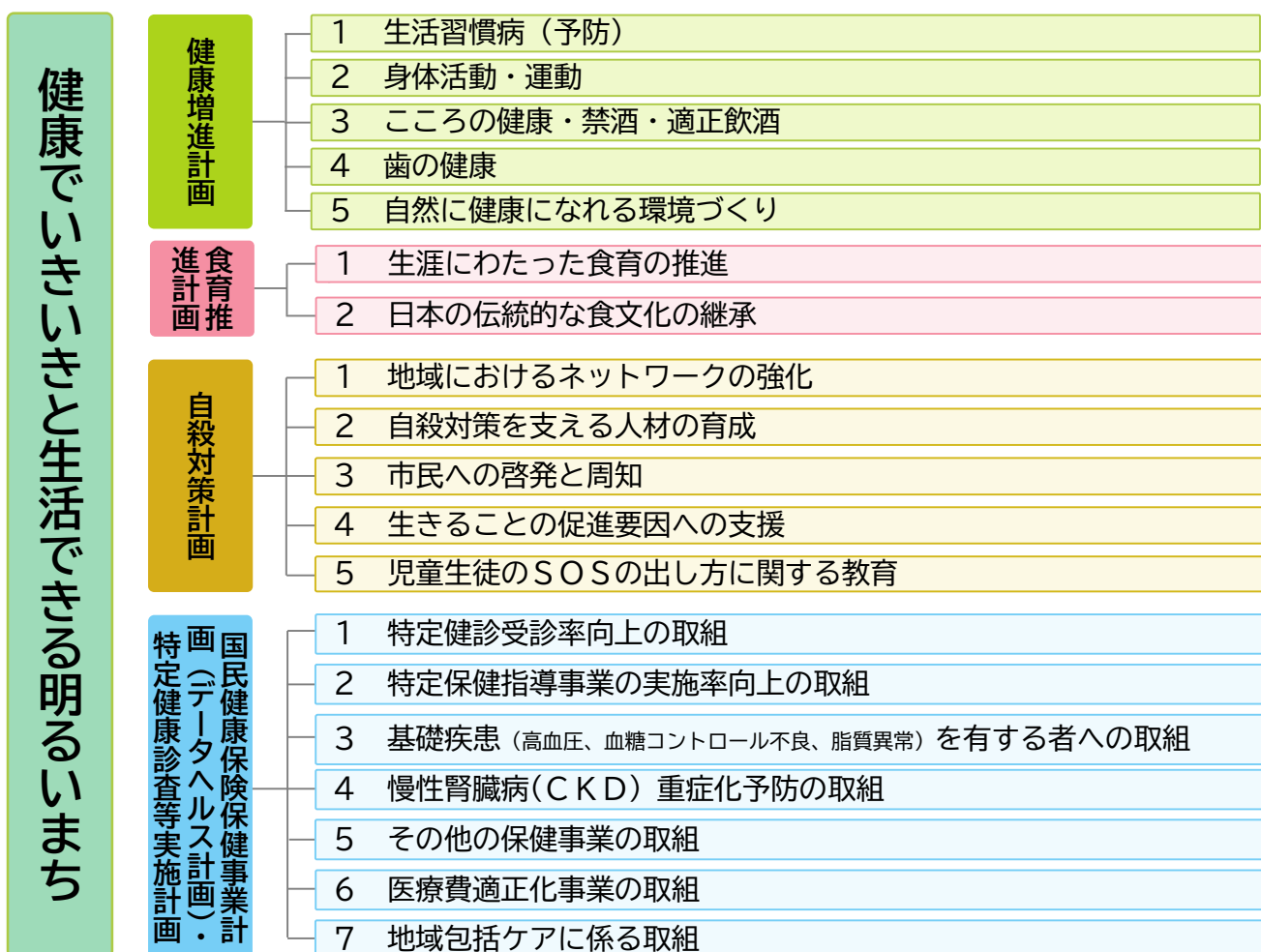
(1) 市民の参画と協働による健康づくり

市民が自ら心身の健康づくりに主体となって取り組むことができるよう、本市は積極的な情報発信や啓発を行います。また、市民の自発的な活動を支援し、行政と市民・関係機関との連携強化に努めながら、市民参画・協働での健康づくりの推進に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」は令和11年度に、春日市国民健康保険第3期保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画は令和8年度に中間見直しを行います。成果指標については、各計画の見直し時に評価を行います。

◆計画の体系



健康増進計画

「健康寿命の延伸」を目標とし、生涯を通じて市民自らが健康づくりに取り組み、いきいきと元気に過ごすことができることを目指します。

(1) 前計画の評価

評価指標

A 目標達成 B 目標達成までは至らないが改善 C 変化なし
D 悪化 E 統計方法の変更により比較不可能

分野	内容	計画策定時の値	基準値	実績値	評価	目標値 (2022年度)	
生活習慣病予防	メタボリックシンドローム	①メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	該当者 12.4% 予備群 13.0% (2011年度)	該当者 14.9% 予備群 12.8% (2016年度)	該当者 19.6% 予備群 12.6% (2021年度)	D	合計 25.0%
		②特定健康診査の受診率の向上	18.5% (2011年度)	24.8% (2016年度)	28.2% (2022年度)	B	55.0% (※1)
		③特定保健指導の実施率の向上	24.5% (2011年度)	22.3% (2016年度)	54.1% (2022年度)	B	55.0%※ (※2)
		④脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	25.6 (2009年度)	22.5 (2014年度)	12.8 (2020年度)	A	減少
		⑤虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	31.4 (2011年度)	30.9 (2014年度)	40.8 (2020年度)	D	減少
		⑥高血圧の改善(140/90mmHg以上の者の割合の減少)	22.9% (2011年度)	25.5% (2016年度)	23.1% (2021年度)	D	20%減少
		⑦脂質異常の改善(LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合の減少)	14.1% (2011年度)	14.5% (2016年度)	13.8% (2021年度)	B	22%減少
	糖尿病	①糖尿病を強く疑われる者(HbA1cがJDS値6.1%(NGSP値6.5%)以上の者)の割合の増加の抑制	6.7% (2011年度)	8.2% (2016年度)	9.5% (2021年度)	D	5.3%
		②治療継続者(HbA1cがJDS値6.1%(NGSP値6.5%)以上の者のうち治療中と回答した者)の割合の増加	44.8% (2011年度)	51.9% (2016年度)	67.9% (2021年度)	B	75.0%
		③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者(糖尿病治療中でHbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者)の割合の減少(※指標を変更)	0.6% (2011年度)	0.4% (2016年度)	0.7% (2022年度)	D	0.0%
		④糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少	10人 (2011年度)	9人 (2016年度)	6人 (2022年度)	A	現状維持

分野		内容	計画策定時の値	基準値	実績値	評価	目標値 (2022年度)	
生活習慣病予防	がん	①75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	74.2 (2009年度)	83.7 (2014年度)	統計方法変更によりデータ無	E	減少	
		②がん検診の受診率の向上 ※2021年度の受診率は、地域保健・健康増進事業の報告の設定された年齢での受診率(※3)	胃がん	11.8% (2011年度)	13.1% (2016年度)	5.8% (2021年度)	E	40%
			肺がん	14.0% (2011年度)	20.2% (2016年度)	6.0% (2021年度)	E	40%
			大腸がん	17.5% (2011年度)	25.4% (2016年度)	7.0% (2021年度)	E	40%
			子宮頸がん	23.9% (2011年度)	30.4% (2016年度)	10.0% (2021年度)	E	50%
			乳がん	23.9% (2011年度)	41.7% (2016年度)	14.6% (2021年度)	E	50%
身体活動・運動	①日常生活における歩数の増加 (日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施する者の割合(※4))	20歳～64歳男性	39.8% (2011年度)	44.7% (2016年度)	19.2% (2022年度)	D	増加	
		20歳～64歳女性	34.1% (2011年度)	40.7% (2016年度)	28.3% (2022年度)	D	増加	
		65歳以上男性	59.5% (2011年度)	58.2% (2016年度)	24.9% (2022年度)	D	増加	
		65歳以上女性	52.2% (2011年度)	50.8% (2016年度)	29.1% (2022年度)	D	増加	
	②運動習慣者の割合の増加 (1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施する者の割合(※4))	20歳～64歳男性	35.3% (2011年度)	36.2% (2016年度)	15.7% (2022年度)	D	増加	
		20歳～64歳女性	25.3% (2011年度)	26.1% (2016年度)	16.7% (2022年度)	D	増加	
		65歳以上男性	66.7% (2011年度)	61.1% (2016年度)	25.5% (2022年度)	D	増加	
		65歳以上女性	58.3% (2011年度)	50.5% (2016年度)	26.7% (2022年度)	D	増加	
こころの健康・喫煙・適正飲酒	こころの健康	①睡眠による休養を十分にとれていない者の割合の減少(※4)	25.1% (2011年度)	27.7% (2016年度)	24.7% (2022年度)	B	15.0%	
		②自殺者数	自殺対策にて掲載					
		③自殺者の減少(人口10万人当たり)	自殺対策にて掲載					
	たばこ	①成人の喫煙率の減少(※4)	12.5% (2011年度)	12.6% (2016年度)	12.8% (2022年度)	D	減少	
		②妊娠中の喫煙をなくす(※5)	9.0% (2010年度)	2.7% (2016年度)	1.6% (2022年度)	B	0.0%	
	アルコール	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合の減少)	男性	8.9% (2011年度)	8.5% (2016年度)	1.5% (2022年度)	A	減少
女性			4.3% (2011年度)	5.1% (2016年度)	1.9% (2022年度)	A	減少	
②妊娠中の飲酒をなくす(※5)		8.0% (2010年度)	1.0% (2016年度)	0.0% (2022年度)	A	0.0%		

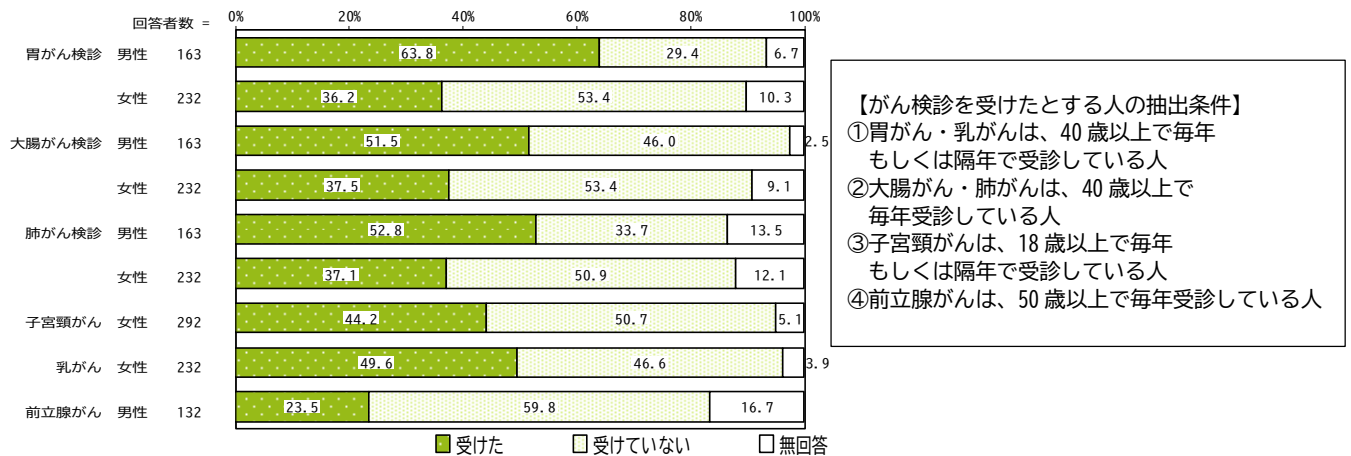
分野	内容	計画策定時の値	基準値	実績値	評価	目標値 (2022年度)	
歯の健康	①乳幼児（3歳児）のむし歯のない者の増加	78.2% (2011年度)	85.9% (2016年度)	89.1% (2022年度)	A	増加	
	②小中学生の未処置歯のある者の減少	小学生	22.8% (2010年度)	19.4% (2016年度)	12.5% (2022年度)	A	減少
		中学生	11.4% (2010年度)	19.4% (2016年度)	8.3% (2022年度)	A	減少
	③定期的に歯科検診を受診する者の増加 (※6)	男性	42.2% (2011年度)	43.6% (2016年度)	47.3% (2023年度)	A	増加
		女性	50.8% (2011年度)	63.9% (2016年度)	69.6% (2023年度)	A	増加

- ・2011・2016年度の「(分野)生活習慣病」以外の実績値は、各健診受診者等を対象とし集計したもの。
- ・2022年度は市民アンケート調査の集計結果によるもの。
- (※1) (※2) いきいき春日21健康づくり支援計画中間見直し時(2018年策定)の目標値を記載。
データヘルス計画見直し時(2020年策定)に目標値を再設定し、(※1)は32.0%、(※2)は60.0%とした。
- (※3) 2011・2016年度の受診率は、市町村がん検診事業実施状況により算出された受診率を記載。2021年度の受診率は、地域保健・健康増進事業の報告の設定された年齢での受診率を記載。
- (※4) 令和4年度の一般健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査の問診票の集計結果によるもの。
- (※5) 母子健康手帳交付時のアンケートにて実施
- (※6) 2023年度は市民アンケートから計上。なお、アンケート調査結果は、クロス集計の場合は無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しない項目がある。

(2) 市民の健康づくりの現状

(2023年度アンケート調査結果より集計)

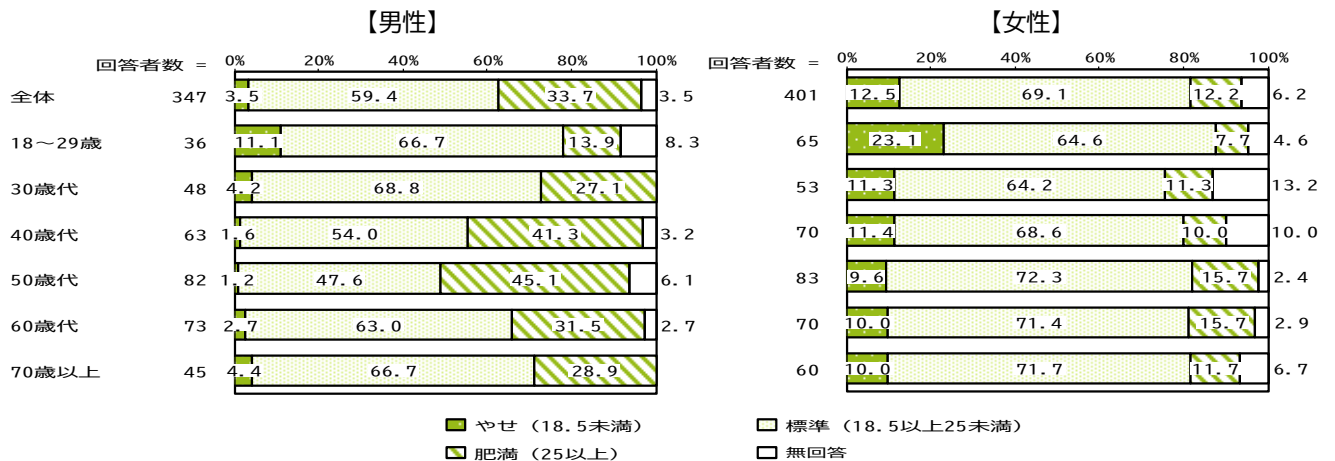
ア) がん検診の受診状況



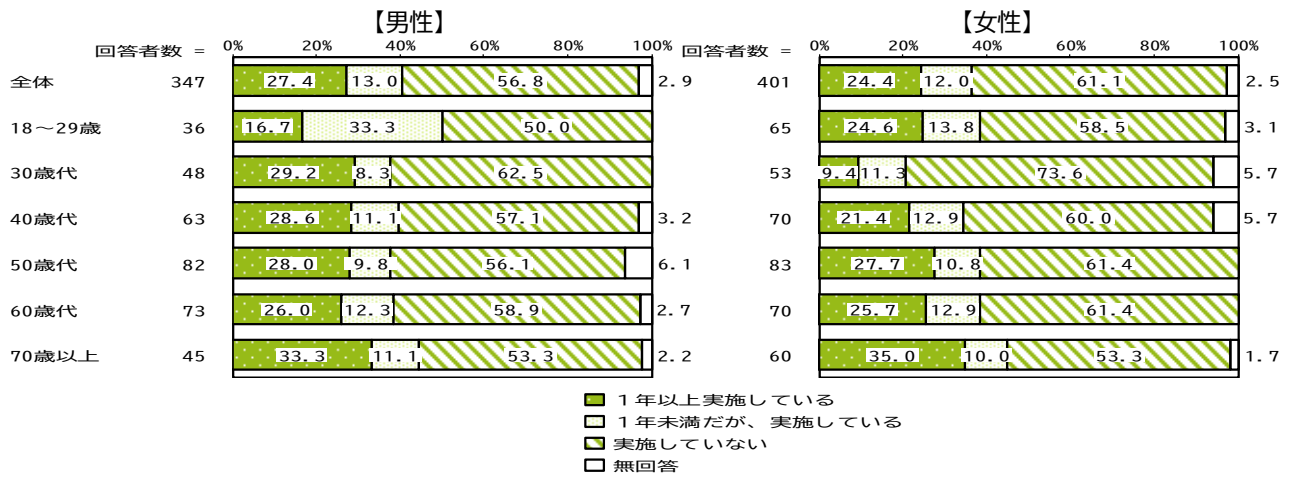
【がん検診を受けたとする人の抽出条件】

- ①胃がん・乳がんは、40歳以上で毎年もしくは隔年で受診している人
- ②大腸がん・肺がんは、40歳以上で毎年受診している人
- ③子宮頸がんは、18歳以上で毎年もしくは隔年で受診している人
- ④前立腺がんは、50歳以上で毎年受診している人

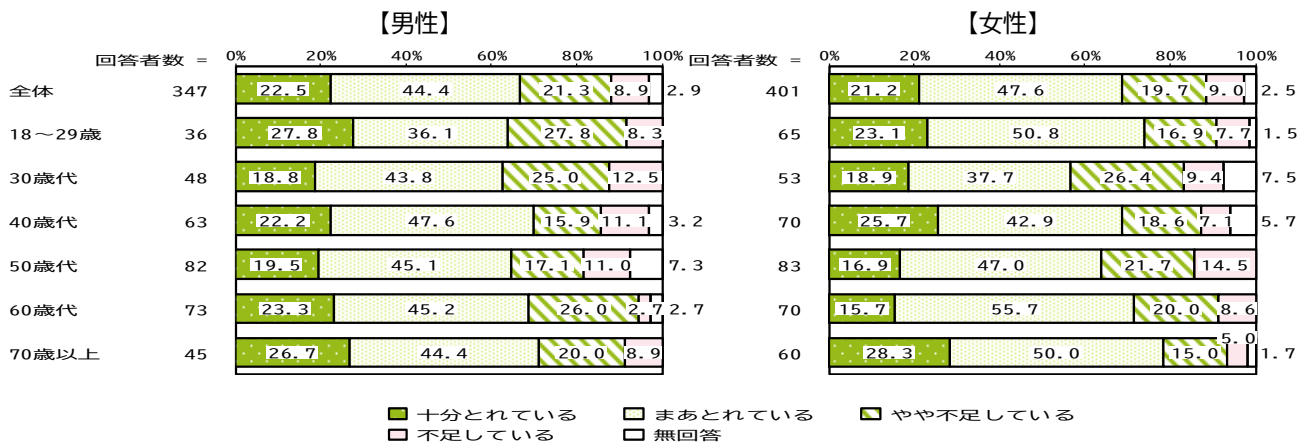
イ) 適正体重 (BMI)



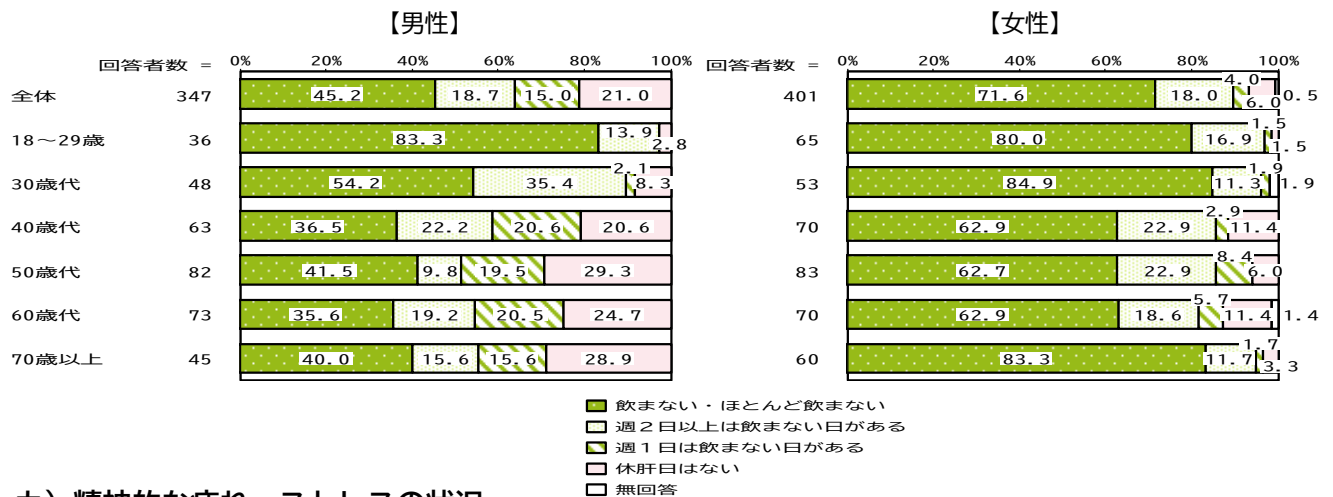
ウ) 1日30分以上週2回以上の運動習慣がある人の割合



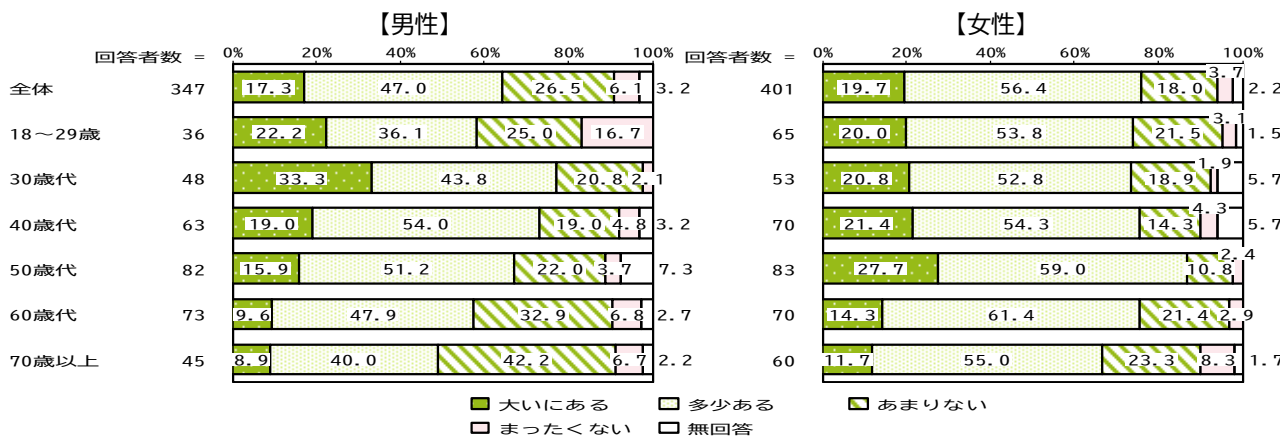
エ) 睡眠の状況



オ) 休肝日の状況



カ) 精神的な疲れ・ストレスの状況



市民が一人ひとりが取り組む健康づくりの行動目標

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に健診を受け、疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。 ・生活習慣病やフレイル予防の正しい知識を身につけ、自分に合った健康づくりに取り組みましょう。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にからだを動かしましょう。 ・自分に合った運動を実践、継続しましょう。
休養・こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な睡眠を取りましょう。 ・生きがいを持ち、上手にストレスを解消する方法を見つけましょう。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙による健康への影響を正しく理解しましょう。 ・受動喫煙の防止に努めましょう。
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒を心がけ、休肝日を作りましょう。
歯・口腔	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な歯科健（検）診を受けましょう。 ・丁寧な口腔のセルフケアを行いましょう。

(3) 行政の主な取り組み

ア) 健康管理に関する取組	
特定健診などの実施	特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診を集団健診と個別健診の2方式で実施します。
	治療中などの理由のために、特定健診を受診予定でない者について、医療機関との連携を図り、医療情報収集事業を実施します。
特定健診・特定保健指導の周知	市ウェブサイトなどを利用した啓発を行います。
特定保健指導の実施	特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、一人ひとりの状況に応じた特定保健指導を実施します。
未受診者対策の実施	特定健診の未受診者に対して、対象者の状況に応じた効果的な受診勧奨を行います。
重症化予防の実施	特定健診の結果から、重症化するリスクが特に高い者に対して、医療機関への受診勧奨及び生活習慣改善のための保健指導を実施します。
	特定健診の結果やレセプト情報から、福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象に該当者を選定し、医療機関との連携の下、保健指導などを行います。
生活習慣病予防に関する周知啓発・情報提供	特定健診の対象者に限らず、全てのライフコースにおける生活習慣病予防につながる健康教育を実施します。
	自治会などが主体的に取り組む生活習慣病予防のための健康講座などの支援を行います。
関係機関との連携	筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業にて関係機関との連携を行います。

がん検診の実施	国の基準に合わせたがん検診を実施していきます。
	妊婦健康診査において成人T細胞白血病ウイルス抗体検査を実施します。
	子宮頸がん検診、乳がん検診について、一定の年齢に達した者に、検診無料クーポン券を配付します。
がん検診やがん予防に関する情報提供	がん検診の受診方法やがんについての正しい知識などについて、市ウェブサイトなどでの情報提供を行います。
要精密検査者への受診勧奨	がん検診の要精密検査者に対して、実施医療機関との連携を図りながら精密検査の受診勧奨を行うとともに、精度管理に努めます。
イ) 身体活動・運動に関する取組	
身体活動・運動に関する周知啓発・情報提供	からだを動かすことの効果や日常生活への取り入れ方など身体活動・運動に関する情報を市ウェブサイトや健康教室などを通じて発信します。
関係機関との連携	スポーツ推進委員による地域のスポーツ活動を推進し、スポーツセンターなどでニュースポーツの普及を行います。
	介護予防事業との連携を図り、高齢者の健康づくりを推進します。
ウ) 休養・こころの健康に関する取組	
こころの健康や睡眠に関する周知啓発・情報提供	市ウェブサイトなどによるこころの健康に関する知識や、睡眠の重要性に関する知識の普及啓発を行います。
	小中学校において、こころの健康に関する教育や啓発などを行います。
相談窓口の情報提供	こころの病気などに関する相談窓口の情報提供を行います。
エ) たばこに関する取組	
喫煙が体に及ぼす害などの周知啓発・情報提供	市ウェブサイトなどで喫煙や受動喫煙の害に関する知識の普及啓発を行います。
	母子健康手帳交付、マタニティクラスなどで禁煙の助言や情報提供を行います。
	小中学校において、喫煙や受動喫煙の害に関する教育や啓発などを行います。
禁煙のための支援	禁煙指導や禁煙外来の紹介を行います。
	個別相談や保健指導において、禁煙のための支援を行います。
受動喫煙防止対策	小中学校及び行政機関は、敷地内を禁煙とします。
オ) アルコールに関する取組	
飲酒に関する周知啓発・情報提供	市ウェブサイトなどによるアルコールの健康障害に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の情報提供を行います。
	母子健康手帳交付やマタニティクラスなどで、妊娠中における飲酒の害に関する知識の普及啓発を行います。
	小中学校において、飲酒に関する教育や啓発などを行います。
個別指導の実施	個別相談や保健指導において、適正飲酒のための支援を行います。

カ) 歯・口腔に関する取組	
歯科保健などについての周知啓発・情報提供	オーラルフレイルや歯科保健などについて、関係機関・団体などと連携して、普及啓発を行います。
	育児相談や3歳児健康診査での歯科衛生士によるブラッシング指導などの健康教育を行います。
	小中学校での歯科教育などを行います。
歯周病検診や乳幼児歯科健康診査などの実施	健康増進法に基づいて、本市の状況に合わせた歯周病検診を実施します。
	1歳6か月児、3歳児への歯科健康診査を実施します。
キ) 自然に健康になれる環境づくりに関する取組	
健康づくりに関する周知啓発・情報提供	市ウェブサイトなどを通じて、健康づくりに関する情報やその関連情報についての発信を行います
健康教育の実施	保健師や管理栄養士などによる健康教育を実施します。
関係機関との連携	自ら健康づくりに取り組み、互いの役割を理解しながら、相互に協力できるよう、社会全体で健康づくりに取り組める環境整備を検討します。

(4) 取組の評価指標

分野	目標項目及び評価指標	現状値 令和4(2022)年度	目標値
健康管理	特定健康診査受診率の向上		
	特定健康診査受診率	データヘルス計画で管理	
	特定保健指導実施率の向上		
	特定保健指導実施率	データヘルス計画で管理	
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		
	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数	データヘルス計画で管理	
	血糖コントロール不良者の減少(★重点)		
	血糖コントロール不良者の割合 (HbA1c6.5%以上(治療中7.0%以上))	データヘルス計画で管理	
	糖尿病の合併症(糖尿病性腎症)の減少(★重点)		
	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少	データヘルス計画で管理	
	胃がん検診受診率の増加		
	胃がん検診受診率	毎年(48%)・隔年受診(12%) 計60%	60%
肺がん検診受診率の増加			
肺がん検診受診率	毎年受診56%	60%	
健康管理	大腸がん検診受診率の増加		
	大腸がん検診受診率	毎年受診72%	60%
	乳がん検診受診率の増加		
	乳がん検診受診率	毎年(46%)・隔年受診(13%) 計59%	60%

分野	目標項目及び評価指標	現状値 令和4（2022）年度	目標値
健康管理	子宮頸がん検診受診率の増加		
	子宮がん検診受診率 （※現状値は18歳以上で集計）	毎年(34%)・隔年受診(18%) 計52%	60%
身体活動・運動	日常生活における歩数の増加		
	1日の歩数が2,000歩以下の者の減少	25%	20%
	運動習慣者の増加		
	1日30分以上週2日以上の運動を 1年以上実施している者の割合	26%	40%
休養・こころの健康	睡眠や休養がとれている者の増加		
	睡眠や休養がとれている者の割合	67%	70%
	人との交流や付き合いをする機会がある者の増加		
	人との交流や付き合いをする機会がある者の割合	42%	45%
	生きがい（喜びや楽しみ）を感じる者の増加		
	生きがい（喜びや楽しみ）を感じる者の割合	36%	50%
	精神的疲れやストレスを感じることもある者の減少		
	精神的疲れやストレスを感じることもある者の割合	71%	60%
たばこ	喫煙率の減少		
	20歳以上の者の喫煙率	15%	12%
	望まない受動喫煙の機会を有する者の減少		
	受動喫煙の機会がある者の割合	59%	50%
	妊娠中の喫煙をなくす（※1）		
	妊娠中の喫煙者の割合	1.6%	0%
アルコール	多量飲酒をしている者の割合の減少		
	1日あたり3合以上の飲酒をしている者の割合	男性9% 女性6%	男性8% 女性5%
歯・口腔	歯科医療機関を受診者の増加		
	過去1年以内に歯科検診を受診した者の割合	59%	60%
	咀嚼力が良好な者の増加		
	噛んでなんでも食べることができる者の割合	85%	90%
環境づくり 健康になれる	疾病についての理解をしている者の割合の増加		
	① COPD	① 17%	① 30%
	② 慢性腎臓病（CKD）	② 24%	② 30%
	③ 糖尿病の合併症	③ 56%	③ 60%
	④ 脳卒中の初期症状	④ 57%	④ 60%
	⑤ ロコモティブシンドロームについて理解する者の割合	⑤ 17%	⑤ 30%

・本計画の重点目標に設定する項目を（★重点）として表記。本計画時に実施したアンケート調査からの集計。なお、アンケート調査結果は、クロス集計の場合は無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しない項目がある。（※1）母子健康手帳交付時のアンケートから集計

食育推進計画

ライフコースに応じた望ましい食生活を実践できる力を育み、食を楽しみながら、次の世代へ食文化を継承することを目指します。

(1) 前計画の評価

評価指標

A 目標達成 B 目標達成までは至らないが改善 C 変化なし
D 悪化 E 統計方法の変更により比較不可能

分野	内容	計画策定時の値	基準値	実績値	評価	目標値(2022年度)	
栄養・食生活	①朝食を毎日食べている小中学生の割合の増加	小学生(※1)	96.6% (2011年度)	90.5% (2016年度)	84.4% (2022年度)	D	100.0%
		中学生(※2)	86.7% (2011年)	87.0% (2016年度)	87.1% (2022年度)	E	100.0%
	②全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.8% (2011年度)	10.0% (2014年度)	11.0% (2022年度)	D	減少傾向へ	
	③肥満者の割合の減少	40～60歳代男性	27.7% (2011年)	29.1% (2016年度)	31.1% (2022年度)	D	25.0%
		40～60歳代女性	13.4% (2011年度)	15.3% (2016年度)	17.1% (2022年度)	D	10.0%

・2011・2016年度の「(分野)生活習慣病」以外の実績値は、各健診受診者等を対象とし集計したものの。

・2022年度は市民アンケート調査の集計結果によるもの。

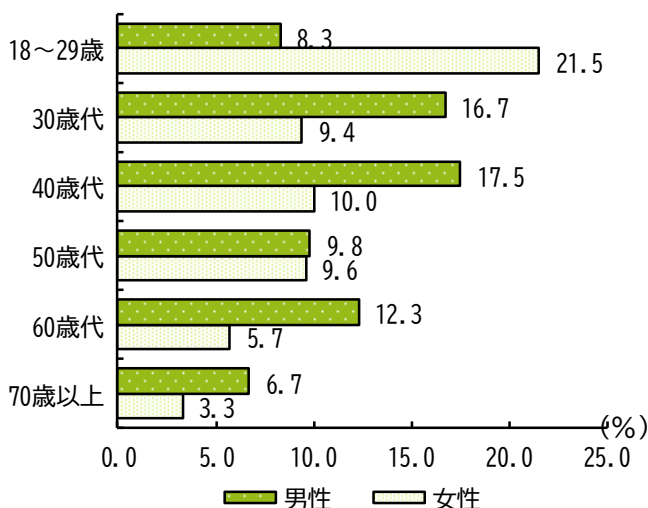
(※1) 春日市学校栄養士のアンケート調査の集計によるもの。小学5～6年生対象。

(※2) 教育委員会で実施しているアンケート調査の集計によるもの。

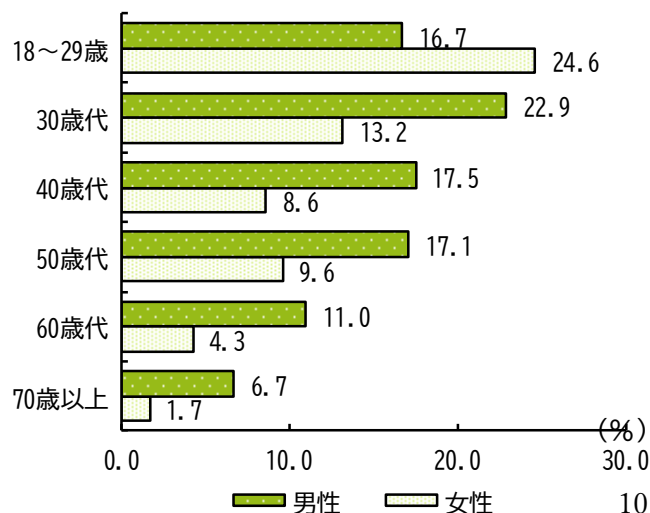
計画策定時から評価までの間で、対象者や回答項目に変更があったため評価不可能。

(2) 市民の食生活の現状

ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上とる日が「ほとんどない」と回答した者の割合



イ) 朝食を食べる頻度について「ほとんど食べない」と回答した者の割合



市民一人一人が取り組む健康づくりの行動目標

- 食に関する知識を身につけ、バランスの良い食事を実践します。
- 食を楽しみながら次の世代へ食文化を伝えていきます。



(3) 行政の主な取り組み

ア) 生涯にわたった食育の推進に関する取組

全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・市報や市ウェブサイト、SNSなどを活用し、食に関する情報を発信します。 ・6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」の周知をします。 ・食に関する講演会や健康教室を開催し、食に関する正しい知識の普及に努めます。 ・早寝・早起きなど規則正しい生活習慣と朝食の大切さを普及啓発を行います。 ・食中毒予防の知識について普及啓発を行います。 ・春日市食生活改善推進員の養成と活動支援を行います。 ・子ども食堂の活動を支援します。 ・食品ロス削減のため、フードドライブの普及啓発を行います。 ・環境に配慮する意識を高めるための啓発や講座を行います。
妊娠・授乳期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の食に関する正しい知識の普及啓発を行います。 ・適正体重を維持するための食習慣について、知識の普及啓発に努めます。 ・胎児の健全な発育のため、葉酸や鉄などのビタミン、ミネラルを多く含む食品の摂取について普及啓発を行います。 ・母子健康手帳交付時などで、食に関する必要な情報を提供します。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査、育児相談に、食事に関する正しい知識の普及に努めます。 ・味覚やかむ力を育てるバランスの良い食事がとれるよう、乳幼児期の食生活のポイントなどについて情報提供を行います。 ・離乳食の進め方についての指導を行います。 ・食物アレルギーについての正しい知識の普及啓発に努めます。 ・地域の要望に応じて、春日市食生活改善推進員と共に栄養教育を行います。 ・食を通して自然の恵みやいのちに感謝する心を育てます。 ・身近な食材に目を向け、料理への関心を高めます。 ・できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べたいもの・好きなものが増えることを目指します。 ・保護者への食育の啓発を行い、食に対する意識を高めます。

学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が料理をするきっかけとなるよう、親子で作るレシピの提供や春日市食生活改善推進員と共に親子料理教室などの健康教育を行います。 ・食に関する指導の研修会などの実施を通じて、学校の指導の円滑な実施を支援します。 ・中学校給食試食会の開催や、食育だよりなどを通じて学校給食の理解を深め、家庭における食への意識を高めます。 ・子どもや保護者が食に関心を持ち、子ども自身が調理する機会として、お弁当の日の取り組みを行います。 ・給食だよりや市ウェブサイトなどの媒体を通じて、家庭における食への意識を高めます。 ・給食感謝週間を実施し、食を大切に思い、感謝する心を育てます。 ・給食献立を生きた教材とし、かむことの大切さや日本の食文化を伝えていきます。 ・地産地消、旬の食材を献立に取り入れ、持続可能な食を支える食育を推進します。
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症・重症化予防のため適正体重の維持やバランスの良い食事についての指導を行います。 ・料理教室や生活習慣病予防教室など地域の要望に応じて、春日市食生活改善推進員と共に健康教育を行います。 ・野菜、果物の摂取について普及啓発を行います。 ・家庭における共食の重要性を普及啓発に努めます。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養及びフレイル予防について、正しい知識や食事のとり方について普及啓発に努めます。 ・口腔機能の維持・向上の重要性や正しい知識や技術について普及啓発を行います。 ・料理教室やフレイル予防教室など地域の要望に応じて、春日市食生活改善推進員と共に健康教育を行います。
イ) 日本の伝統的な食文化の継承	
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理や行事食、日本型食生活などの普及啓発を行い、日本の食文化の継承を促します。 ・主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事が実践できるよう、健康教育を行います。 ・減塩みそづくり教室を春日市食生活改善推進員と共に、減塩の必要性や日本の伝統的な食文化を伝えます。 ・食事のマナーや食材について話をしながら、コミュニケーションを図ることを促し、共食の重要性について普及啓発を行います。

(4) 取組の評価指標

分野	目標項目及び評価指標	現状値 令和4（2022）年度	目標値
食育・栄養	朝食を毎日食べている小中学生の割合の増加（※1）		
	朝食を毎日食べている小学生の割合	86%	90%
	朝食を毎日食べている中学生の割合	81%	90%
	適正体重を維持している者の増加		
	BMI18.5以上25未満の者の割合	64%	65%
	バランス良い食事を摂っている者の割合		
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上とる日がほぼ毎日の者の割合	41%	45%
	野菜摂取量の増加		
	野菜の摂取皿数が、1日3皿以上の者の割合	32%	35%

（※1）全国学力・学習状況調査のアンケートから集計（小学生は6年生のみ対象）

自殺対策計画

こころの健康づくりの推進に努め、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

(1) 前計画の評価

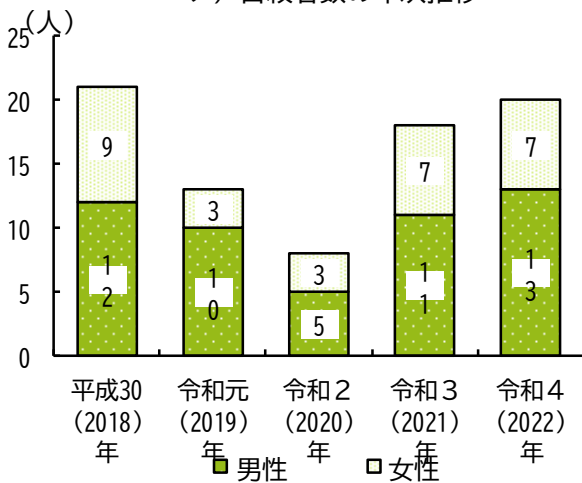
評価指標

A 目標達成 B 目標達成までは至らないが改善 C 変化なし
D 悪化 E 統計方法の変更により比較不可能

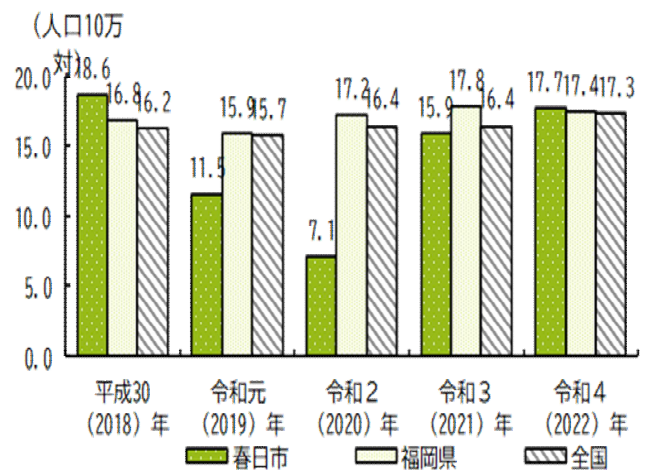
内容	計画策定時の値 及び基準値 平成 29 (2017) 年度	実績値 令和 4 (2022) 年度	評価	目標値
自殺者数	19 人	20 人	D	減少
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	16.8	17.7	D	13.0
庁内の一層の連携を図るため春日市いのちを支える自殺対策推進本部会議の開催	年 1 回	年 1 回	A	年 1 回
市民・関係部署等を対象としたゲートキーパー研修を実施し、研修参加者へのアンケートの「理解度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	90%以上	市民向け 95.7% 関係部署向け 97.9%	A	90%以上
児童生徒が命の大切さ、ストレス等への対応を身につけるため、いのちの授業（SOSの出し方に関する教育）を実施	全ての公立学校で授業を年 1 回程度	全ての公立学校で授業を年 1 回程度実施	A	全ての公立学校で授業を年 1 回程度実施

(2) 自殺の現状 資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

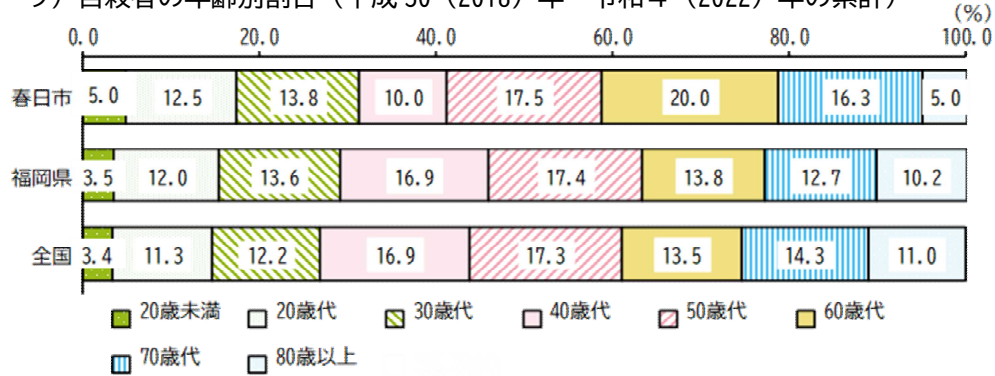
ア) 自殺者数の年次推移



イ) 自殺死亡率の年次推移



ウ) 自殺者の年齢別割合（平成 30（2018）年～令和 4（2022）年の累計）



（3）行政の主な取り組み

ア) 地域におけるネットワークの強化に関する取組

健康づくり推進協議会	健康づくり施策、疾病予防や自殺対策などについて協議し、市民の生涯を通じた健康づくりの支援を図ります。
いのち支える自殺対策本部会議	自殺対策基本計画の取組状況や自殺者の状況についての情報共有を行い、課題や今後の施策の検討などを行います。
生活困窮者自立支援調整会議	生活困窮者への支援を適正かつ円滑に実施するため、支援プラン内容の評価・検討を行い、関係所管との情報の共有化を行い、ネットワークの構築に努めます。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童を早期に発見し、その適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。
地域ケア会議	高齢者の個々の健康や介護などについての状況を共有し、自立支援に向けて包括的・継続的な支援を行えるように関係機関や各専門職で、連携強化を目指します。
権利擁護実務担当者会議	成年後見人制度、福祉あんしんセンターについての相談を行い、対象者の支援調整を行いながら協議を行います。
重層的支援体制整備事業の構築	高齢者・子育て・生活困窮・障がい・健康などにおいて様々な不安や困難を抱える市民を把握した場合は、各関係所管が情報共有を図り重層的な支援が実施できるよう連携強化を目指します。
筑紫地区自立支援協議会	筑紫地区で行政機関及び障がい者福祉関係団体が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

イ) 自殺対策を支える人材の育成に関する取組

ゲートキーパー養成講座	市民や市職員などを対象として、身近な人の自殺のサインに気づき・受け止め・つなぎ・見守ることが期待されるゲートキーパーの養成を図ります。市職員に対して、自殺対策に関する全庁的な取組意識を高め、連携強化・人材育成に努めます。
心の教育研修（教職員対象）	教職員の研修の充実を図り、子どもの気持ちに寄り添うことができるよう人材育成に努めます。
認知症サポーター養成講座	市民が認知症の正しい知識と支援の方法を学び、地域で認知症の人を見守る体制整備のために認知症サポーターを養成します。

介護予防ボランティア養成講座	元気な高齢者の社会参加や生きがいづくり、地域力の向上や高齢者同士の支え合い体制の構築などを図るため、介護予防に関するボランティア養成を行います。ボランティアポイント制度などにより、活動を支援します。
民生委員・児童委員活動	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるなど、対象者の早期発見と支援を行うことができるよう、研修会などを実施し、人材育成に努めます。
ウ) 市民への啓発と周知に関する取組	
周知啓発の取組	自殺対策強化月間・自殺予防週間などには、こころの健康づくりなどの情報発信を行い、市民への周知に努めます。
	市ウェブサイトやポスター・チラシ、イベントなどの様々な媒体や手法を活用し、相談窓口などの情報を発信します。
メンタルヘルス風土調査	職員を対象としてストレスチェック票を配付し、自己チェックを行う機会とします。また組織ごとにストレス度を集計し、組織風土チェックを行うとともに、職場改善に役立て、管理職の研修などの取組を行います。
男女共同参画センター事業	DVの発生を未然に防ぐことを目的に、DV防止講演会開催、男女共同参画に関する情報を様々な媒体を活用し発信します。
要保護児童支援事業	市報や市ウェブサイトで児童虐待防止に関する情報提供を行ったり、チラシを作成し、市民への啓発を促進します。
地域子育て支援拠点事業	児童センターや幼稚園・保育所(園)の行事や子育て支援情報について、情報発信を行います。
障害者差別解消推進事業	障がいと理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者などに対し周知・啓発(障がい者週間)を行います。
福祉サービス冊子「障がい福祉のしおり」	障がい者とその家族などに対して、障害者福祉制度についての周知啓発の冊子の配付を行い、在宅生活の質の向上や社会参加の促進などを図ります。
介護保険及び高齢者サービス冊子「まごころ」「ガイドブック」	高齢者とその家族に対して、介護保険制度、各種高齢者福祉サービスなどについての冊子の配付を行い、情報提供、周知啓発に努めます。
図書館での啓発事業	自殺対策強化月間や自殺予防週間などには、生きる施策、こころの健康づくりについての情報発信として、市民図書館内でポスター展示や関連図書の特集を行い、関連事業や相談窓口の周知を図ります。
エ) 社会参加・交流・居場所づくりに関する取組	
シニアクラブの活動支援	高齢者の主体的な活動の場として、生きがいや仲間づくり、閉じこもり予防、社会参加の促進を図るためシニアクラブの活動を支援します。
老人福祉センターナギの木苑	入浴や交流の場の提供、健康講座、同好会活動や趣味講座の開催・運営支援、レクリエーションなどを行い、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの場を提供します。
介護予防事業	高齢者の要介護状態などの予防及び社会参加や生きがいづくりの推進を目的として、介護予防事業(運動、認知症予防など)を行います。
高齢者就業機会確保事業	シルバー人材センターにおいて高齢者が就労や生産活動を実施するための機会を提供します。
子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)	子どもや保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに関する情報提供や子育てサークルの支援などを行います。
母子保健事業訪問指導	家庭環境や経済状況の不安、産後うつなどの保護者の心身状況、低体重児や多胎児など、育児ストレスのリスクが高い対象者に対して、専門職(保健師・助産師・管理栄養士など)が訪問や面接などを行い、必要な支援・助言を行います。家庭や地域での孤立解消、育児不安の軽減に努めます。

児童センター事業	18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。ふれあい遊び、運動遊び、製作など年齢に応じた行事を実施します。
地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもと保護者が自由に遊べる乳幼児専用の部屋を設置します。また、子育てに関する講座やイベントなどを実施します。
生涯学習や生きがいづくりのための各種講座やサークル活動	生涯学習講座や各種文化・スポーツサークル活動、世代間交流事業など、参加者の交流を促進し気軽に楽しく集える事業の支援や施設の提供を行います。
地域コミュニティの推進	自治会による活動として、ふれあいいいききサロンや、子育てサロン、季節行事イベントなどを実施し、地域に暮らしている人たちが互いに支えあいながら住みよいまちをつくるための活動を推進します。
就労移行支援・就労継続支援（障がい福祉サービス）	就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
障害者就労支援センターゆり工房（障がい福祉サービス）	就労を希望する障がいのある人に、就労にあたっての知識・技術の向上、職場体験などの活動の場を提供するとともに、地域において自立した生活が送れるよう支援します。
地域活動支援センター事業（つくしぴあ）	精神障がい者の創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び医療・福祉及び地域などの連携・調整、を行います。また各種障がい者及びその家族に対する相談業務や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。
学童保育事業	小学校の放課後や長期休業中において、保護者が不在の家庭の児童を保育します。
放課後子供教室事業	放課後などに、学校、公民館などの施設を活用して、小中学生に居場所や体験活動の場を提供します。
家庭教育学級	中学生までの子どもがいる保護者を対象に、子育てに関する講座を実施するとともに、参加者の交流機会を提供します。
社会教育関係団体の活動支援	市登録社会教育関係団体の活動支援を通じて、団体が持続的に学習活動を継続することで、人のつながりや地域の活性化を図ります。
青少年育成市民会議の活動支援	青少年の健全育成を目的とする春日市青少年育成市民会議の活動支援及び同会議との連携・協働により、人のつながりを深めるとともに地域活動の活性化を図ります。
オ) 支援事業・相談事業に関する取組	
地域包括支援センター	高齢者などに対して総合的な相談に応じるとともに、生きることに悩みを抱えている人などの情報を把握・共有し、必要な関係機関などとのネットワーク構築などを行います。
こころの相談事業	本人・家族を問わず、保健師がストレスやうつ病などで心の悩みを訴える市民に対して、話を傾聴し、必要に応じて専門相談機関や専門医療機関などの情報提供を行います。
利用者支援事業 基本型	子育て支援サービス利用者を対象として、子育て支援コーディネーターにより個別ニーズの把握や利用支援・相談を実施します。
子ども・子育て相談センター（利用者支援事業 特化型）	保育所（園）・幼稚園などの入所希望者を対象として、子育て支援コーディネーターが一人ひとりのニーズの把握などを行い、相談に対応します。
こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として、様々な専門機関と連携しながら必要な支援を行います。
子ども発達支援室	0歳～15歳をまでを対象に、発達に関する相談に応じ、保健・福祉・医療・教育分野の各機関と連携し、必要な支援につなげます。
障がい者基幹相談支援センター	障がい者（児）やその家族などが住み慣れた地域で生活を送れるよう、さまざまな相談に応じます。専門知識を持った、障がい者生活等支援相談員、専任手話通訳者、聴覚障がい者相談員等が相談に応じます。

障害者相談支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などや虐待防止などに向けた支援体制の整備、権利擁護のために必要な援助を行います。
生活困窮者自立相談事業 (相談支援・就労支援・家計改善支援事業)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活の安定を目指すための相談・支援を包括的かつ継続的に実施します。また、家計改善支援を行い就労に向けた一人ひとりに合わせた段階的な支援を行います。
自死遺族支援事業	自死遺族への支援に関する相談先などの情報について把握し、自死遺族支援事業の情報発信を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的休養のため、障がい者などの日中における活動の場を支援します。
あんしんコール事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者などに対し、緊急通報装置を貸与することで、家庭内での急病や事故などの緊急時に対応できる体制を整え、相談にも応じます。また、みまもりコールとしてひとり暮らしの高齢者などに対し、定期的(上限1日1回)に安否確認を実施します。
配食サービス事業	買物・調理の困難な高齢者や障がい者などを訪問して食事(弁当)を提供するとともに、その安否を確認することにより、健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図ります。
市税などの納税・納付相談	災害や病気、事業の損失などの理由で納税・納付が困難であると認められた場合には猶予制度を紹介するなど、相談に応じます。
法律相談事業	法律全般のトラブルを抱えた市民に対し、弁護士への相談機会を提供します。
行政相談業務	主に国が行う業務の苦情・要望・問い合わせを受け、助言を行うほか、総務省や関係行政機関に通知して問題解決に努めるため、行政相談委員への相談会を実施します。
女性相談事業	女性の人権の保護、擁護や女性への暴力の根絶を図るため、暴力などに悩む女性を対象とした様々な相談に応じます。
力) 若者が抱えやすい課題に着目した児童・生徒への支援に関する取組	
いのちの授業 (SOSの出し方に関する教育)	児童生徒がいのちの大切さを実感できる(SOSの出し方に関する)教育を行います。子どもの自殺を未然に防ぐために相談窓口の周知啓発を様々な方法で行います。
不登校特別対策事業	小中学校に教育相談員を配置し、不登校兆候及び不登校の児童生徒の学校への復帰支援などを行います。
教育相談事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、課題を抱えた児童生徒に対する支援、教職員に対する相談などの支援を行います。
教育支援センター事業	教育支援センターにおいて、不登校の児童生徒の学校への復帰支援、学習支援、集団再適応、生活指導などを行います。
いじめ防止等推進事業	教育委員会の附属機関として「いじめ防止等対策推進委員会」を設置し、情報共有や対策の検討などを行います。
こども家庭センター	18歳までの子どもからの相談や、子育てについて悩みがある保護者からの相談に対応します。
キ) 経済的困窮を抱える子どもなどへの支援に関する取組	
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために手当を支給します。
母子家庭等自立支援給付事業	雇用の安定及び就職の促進のため、ひとり親などに給付金を支給します。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親などが、自立促進に必要な事由(就職活動や技能習得のための通学など)や社会的自由(疾病、看護など)のために、生活援助や子育て支援を必要とする場合に支援員を派遣します。

ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭が経済的に安定した生活を送り、子どもの健やかな成長を実現するために必要な養育費について、公正証書作成、養育費保証契約締結及び未払養育費に係る強制執行申立に係る費用に対する支援を実施します。
福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業	福岡県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る相談や受付など業務を実施し、ひとり親家庭などの経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図ります。
J R通勤定期割引事業	児童扶養手当の支給を受けている世帯の人がJ R通勤定期券を購入する場合、割引措置が受けられる証明書を交付し、その負担軽減を図ります。
母子生活支援施設措置	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設を紹介し、心身と生活をするための相談・援助を進めながら、自立を支援します。
福岡県教育文化奨学財団奨学金	学習意欲がありながら経済的理由により進学及び就学に困難があると認められる者に対し、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する学費などの貸与に係る受付及び審査事務を行います。
就学援助	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などを援助するし、義務教育の円滑な実施を図ります。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級の児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。
労働対策事業	経済的な理由により就業することが困難な中学校・高等学校など学校の新規卒業者などに対して、技能習得資金の貸与を行い、職業に必要な技能及び知識の習得を援助します。

(4) 取組の評価指標

評価指標の項目	現状値 令和4(2022)年度	目標値
自殺者数	20人	減少
庁内の一層の連携を図るため春日市ののちを支える自殺対策推進本部会議の開催	年1回	年1回
市民・関係部署等を対象としたゲートキーパー養成講座研修を実施し、参加者アンケートで「理解度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	市民向け 95.7% 関係部署向け 97.9%	90%以上
児童生徒が命の大切さ、ストレス等への対応を身につけるため、いのちの授業(SOSの出し方に関する教育)を実施	全公立学校で 年1回程度実施	全公立学校で 年1回以上実施



国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）

（1）国民健康保険の医療の現状

ア）特定健診受診率・特定保健指導実施率の推移

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
特定健診受診率	27.4%	28.0%	24.7%	27.2%	28.2%
特定保健指導実施率	53.1%	51.1%	55.5%	65.5%	54.1%

イ）脳血管疾患（40歳～74歳）

	被保険 者数	脳血管疾患 患者数		新規患者数		診断月入院あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)	
		B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/D
令和元 (2019) 年度	16,173	887	5.5%	371	41.8%	76	20.5%	54	71.1%
令和4 (2022) 年度	15,657	878	5.6%	392	44.6%	71	18.1%	54	76.1%

ウ）虚血性心疾患（40歳～74歳）

	被保険 者数	虚血性心疾患 患者数		新規患者数		診断月入院あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)	
		B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/D
令和元 (2019) 年度	16,173	966	6.0%	322	33.3%	80	24.8%	62	77.5%
令和4 (2022) 年度	15,657	867	5.5%	296	34.1%	58	19.6%	48	82.8%

エ）人工透析（全年齢）

	被保険 者数	人工透析 患者数		新規患者数		被保険 者千対	糖尿病あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)	
		B	B/A	D	D/B		E	E/D	F	F/D
令和元 (2019) 年度	22,616	43	0.19%	11	25.6%	0.5	9	81.8%	8	72.7%
令和4 (2022) 年度	21,400	43	0.20%	6	14.0%	0.3	6	100.0%	5	83.3%

オ）総医療費（入院・外来）の変化

	全 体		入 院		入院外	
	費用額	増減	費用額	増減	費用額	増減
令和元 (2019) 年度	67億4,311万円	—	29億2,904万円	—	38億1,407万円	—
令和4 (2022) 年度	69億3,148万円	1億8,837万円 (2.8%)	28億8,736万円	△4,168万円 (-1.4%)	40億4,412万円	2億3,005万円 (6.0%)

(2) 行政の主な取り組み

ア) 特定健診受診率の向上の取組	
特定健診の受診勧奨	未受診者への電話や通知物などでの受診勧奨を行います。
健診結果や医療情報データの収集・活用	職場での健診や人間ドックの健診結果のデータの活用を行います。生活習慣病で治療中の人については、医師会との連携強化に努めながら医療情報データの収集を行います。
イ) 特定保健指導事業の実施率向上の取組	
特定保健指導	集団健診及び一部の個別健診実施医療機関において、特定健診当日に初回面接の分割実施を行います。訪問や面接、電話などで保健指導を実施します。また、ICT(情報ツールなど)を活用し、わかりやすく効果的な保健指導に努めます。
特定保健指導未利用者対策	特定保健指導未利用者に対し、電話や文書などでの利用勧奨を行います。
ウ) 基礎疾患（高血圧、血糖コントロール不良、脂質異常）を有する者への取組	
重症化予防保健指導事業	保健師及び管理栄養士などによる保健指導（面接・電話・文書・メール・訪問など）を行います。
ICT(情報ツールなど)を活用した保健指導	生活習慣病重症化リスクが高いハイリスク者に対してICTを活用した個別指導を行います。
健康教育	生活習慣病の特性や個人の生活習慣改善の重要性についての普及・啓発のため、健康教育を行います。
生活習慣病予防の情報提供	市ウェブサイトなどを活用し、情報提供を行います。
エ) 慢性腎臓病（CKD）重症化予防の取組	
糖尿病性腎症重症化予防事業	レセプトなどを確認し、連絡票及び糖尿病医療連携手帳を活用しながら、かかりつけ医と連携し、専門職による電話や訪問、面接などによる保健指導を実施します。
オ) その他の保健事業の取組	
歯周病検診	節目年齢の対象者に対し、歯周病検診を行います。
その他の保健事業の取組	専門職が健康に関する保健指導や相談に応じます。また、地区の要望に応じ生活習慣病予防などに関する健康教育や、地区組織(ボランティア)活動の支援、イベントでの健康づくりの啓発を行います。
カ) 医療費適正化事業の取組	
訪問健康相談事業	訪問健康相談支援システム及び国保レセプトから重複受診、頻回受診、重複投与、多剤投与の対象者の抽出を行い、訪問での保健指導を行います。
後発医薬品普及促進事業	薬剤費の削減効果が高いと見込まれる対象者の抽出を行い、ジェネリック差額通知を行います。
医療費通知の送付	医療機関を受診した国保被保険者に対し、年6回、各世帯宛てに医療費通知を送付します。
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業	第三者行為による国保保険給付受給者に対し、交通事故など、第三者の行為によって発生した医療費について、保険者が一時的に立て替えた医療費を請求します。
療養費点検事務・患者調査共同事業	療養費などの申請者に対し、療養費支給申請書の資格・内容点検や患者への照会文書の送付や回収を行います。
レセプト点検	診療報酬明細書（レセプト）全件について、レセプトの資格・内容点検などにより返戻や再審査を行い医療費の適正化を図ります。

キ) 地域包括ケアに係る取組	
KDB システムやレセプトによる健康課題の分析や事業の企画・調整	KDBシステムやレセプト分析により把握した健康課題をもとに、対象者の抽出を行い、フレイル予防や重症化予防などに対応した健康相談や保健事業を実施します。また医療関係団体などの連絡調整を行います。
高齢者に対する支援	高齢者に対する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進し、個別的支援(ハイリスクアプローチ)及び通いの場などへの積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)を実施します。

(3) 取組の評価指標

評価指標			現状値 令和4 (2022) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
中長期	医療費の伸び率	減少	100%	6年間かけて減少					
	脳血管疾患の新規発症者数	減少	392人	6年間かけて減少					
	虚血性心疾患の新規発症者数	減少	296人	6年間かけて減少					
	糖尿病性腎症(人工透析)の新規発症者数 (被保険者千対)	被保険者 千対 (0.2)	6人 (0.3)	—	—	—	—	—	(0.2)
短期	特定健診受診率	35%	28%	29%	31%	32%	33%	34%	35%
	特定保健指導実施率	60%	54%	55%	56%	57%	58%	59%	60%
	高血圧の者の割合(Ⅱ度以上の者)	4.0%	5.1%	5.0%	4.8%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%
	血糖コントロール不良者の割合(HbA1c6.5%以上・治療中7.0%以上)	6.0%	7.5%	7.2%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	6.0%
	脂質異常症の者の割合(LDL-C180mg/dl以上の者)	4.0%	4.6%	4.5%	4.4%	4.3%	4.2%	4.1%	4.0%
	(新規指標) メタボリックシンドローム該当者の割合	16%	19.1%	18.5%	18.0%	17.5%	17.0%	16.5%	16.0%



市民の参画と協働による健康づくりを目指します！

楽しく無理なく健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばしましょう



みんなで春をつくろう

春日市いきいき健康づくり計画【概要版】

(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)

(国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画)

発行年月 : 令和6年3月

発行元 : 春日市地域共生部健康課

住所 : 〒816-0851 春日市昇町1丁目120番地(春日市いきいきプラザ内)

電話 : (092) 501-1134 FAX : (092) 501-1135